

令和8年度任用 原村地域おこし協力隊 募集要項

はじめに

原村は、八ヶ岳の裾野に広がる自然豊かな高原の村です。

周囲には、八ヶ岳連峰をはじめ、北アルプスや蓼科山、甲斐駒ヶ岳や富士山など、360度のパノラマが広がっています。

夏の涼しく過ごしやすい気候や、自然豊かな環境が避暑地として人気を集めており、多くの観光客が訪れるほか、移住先としても注目されています。

このような原村を舞台に、地域を活性化する『地域おこし協力隊』を募集します。

雇用関係の有無	あり
募集業務	有害鳥獣対策に係る業務 ①有害鳥獣の駆除・捕獲等に関する活動 ・罠の設置や撤去（免許保有以降）、見回り、追払い活動 ・緊急銃猟に関する業務 ②有害鳥獣の捕獲後の処理に関する活動 ・捕獲後の処理により発生した残渣や駆除個体の回収、処理施設への運搬（土日祝、早朝夜間での対応を含む） ・ジビエの活用等の研究 ③有害鳥獣による被害防護に関する活動 ・被害箇所の確認、被害状況の把握および調査報告 ・被害対策の相談と指導・助言 ・有害鳥獣の侵入経路の特定分析（センサーカメラの設置および録画内容確認など） ・有害鳥獣の侵入経路や出没箇所の被害防止対策（侵入防止柵の整備・見回り、緩衝帯整備など） ・有線放送や広報誌、村HP、看板設置等による住民への注意喚起 ・緊急時（ツキノワグマの里地への侵入等）における警戒や関係機関への出動要請 ・有害鳥獣に係わる被害防止計画等の各種計画の策定 ④有害鳥獣対策の体制整備に関する活動 ・村鳥獣被害対策実施隊や地元猟友会等との連携体制の構築 ・有害鳥獣被害対策協議会の活動 ・狩猟等活動に関する広報活動 ⑤有害鳥獣の処理

	・道路や農地、水路等における有害鳥獣の死亡個体の処理（土日祝、早朝夜間での対応を含む）および処理施設への運搬
募集対象	次の要件をすべて満たす方とします。 (1). 地方公務員法第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方 (2). 3 大都市圏の都市又は政令指定都市のうち条件不利地域を除く地域に生活の拠点があり、委嘱後、生活の拠点を本村へ移し、住民票を異動できる方 (3). 地域の活性化に意欲を持ち、地域住民等と積極的に協働ができる方 (4). 本村に定住する意思のある方 (5). パソコンの基本操作ができる方（ワード、エクセル、メール等） (6). 普通自動車運転免許証を所有している方（AT 自動車限定可） (7). 第一種狩猟免許及びわな免許を保有する方又は半年以内に保有する意志のある方 (8). 土日及び祝日の勤務や夜間の会議出席などができる方 (9). 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
募集人数	2 名
勤務地	原村役場 1 階農林課農村整備係
勤務条件	(1). 勤務日数 原則として月曜日から金曜日までの週 5 日間 ただし、活動の内容により休日の勤務を要する場合があります。 (2). 勤務時間 原則 8 時 30 分から 17 時まで。ただし、活動によっては時間外の勤務を要する場合があります。 (3). 休暇 (在職期間に応じて) 年次有給休暇・夏季休暇等有
雇用形態・期間	(1). 地域おこし協力隊員（原村会計年度任用職員）として委嘱します。 (2). 期間は、委嘱日から 1 年間とします。ただし、勤務実績を踏まえ、最長で 3 年間延長することができるものとします。 (3). 委嘱日は令和 8 年 4 月 1 日以降で、内定者と村で協議

	し、決定する。
給与・賃金等	(1). 基本報酬月額 231,000 円(社会保険料等の本人負担分が差し引かれます) (2). 期末手当：月額×1.2625×年2回（6月、12月） 勤勉手当：月額×1.0625×年2回（6月、12月） (3). 時間外手当 ※ 在職期間に応じて金額が異なります。 ※ 勤勉手当は人事評価の結果に応じて、支給されない場合があります。
住居に関して	<u>村が指定し借り上げる住宅（アパート等）に居住していただきます。</u> 家賃上限額は 55,000 円とし、それを超える分を自己負担として納入していただきます。 また、初期費用の一部を自己負担として納入していただきます。 なお、引っ越しに係る費用及び光熱水費等は自己負担です。
保険に関して	健康保険、厚生年金、雇用保険、共済組合負担金
その他	・活動に必要な経費は、予算の範囲内で村が負担します。 ・活動に使用する車両は村が貸与します。 ・活動車両の燃料は、予算の範囲内で村が負担します。 ・研修費、旅費等は、予算の範囲内で村が負担します。
申込受付期間	令和 7 年 11 月 17 日（月）～令和 7 年 12 月 25 日（木）
募集申込方法	以下のリンクからお申込みください。 URL：https://logoform.jp/form/usSk/1316936  QR コード：
選考方法	(1). 第 1 次選考（書類選考） 選考結果は応募者全員に対し、文書で通知します。 (2). 第 2 次選考（面接） オンライン又は現地（原村）で実施します。なお、現地までの交通費は応募者の自己負担となります。 ※不採用の理由についてはお答えいたしかねますので、ご了承ください。
問い合わせ先	原村役場 農林課 農村整備係 担当 小松・小林 電 話 0 2 6 6 － 7 9 － 7 9 3 2（直通） メール seibi@vill.hara.lg.jp